

DII-1st

令和2年4月13日判決言渡し・同日判決原本領収 裁判所書記官 濱岡伸

平成31年(ワ)第183号慰謝料請求事件

口頭弁論終結の日 令和2年1月16日

判 決

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

原 告 今 井 豊

群馬県利根郡みなかみ町上牧3329

被 告 石 井 恵 子

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、10万円を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、原告が、被告は原告宅（留守宅）に侵入して原告の人格権を侵害する等し、これによって、原告は精神的に著しい恐怖等を受けた等と主張して、被告に対し、不法行為に基づき、損害の一部である慰謝料10万円の支払を求める事案である。

（原告は、今回は試験訴訟であるとし、被告は「包囲網」として原告に加害したものであり、摘発されるべき「包囲網」の各人に請求すべき慰謝料は、一人当たり3000万円と想定しているとする。したがって、本件は、いわゆる明示の一部請求と解される。なお、上記「包囲網」とは、原告が、「男なら女からのSEX要求に応えるのが当然だ」という慣習上の偏見に基づき、これに応えなかった原告に対し、一貫して差別及び迫害を続け、国家機関を含む公的機

関の職権を濫用して脅迫及び隠ぺいを続ける存在として主張するものであることは、当裁判所に顕著である。)

2 当事者の主張

(原告の主張)

別紙訴状DⅡ(第1の部分を除く。)及びDⅡ準備書面(1)記載のとおり。

(被告の主張)

(1) 別紙答弁書記載のとおり。

(2) 平成29年(2017年)4月29日及び同年8月15日、原告の留守宅に入り、菩提寺からの配り物(預り物)を居間に置いた事実は認める。平成30年(2018年)1月10日に原告の留守宅に入った事実は否認する。

第3 裁判所の判断

1 原告が住居侵入等、脅迫を主張する点について

(1) 本件全証拠を総合しても、被告が平成30年1月10日に原告の留守宅に入った事实在認められないことから、以下、平成29年4月29日及び同年8月15日の立入りについて検討する。

(2) 証拠(乙1)及び弁論の全趣旨によれば、①菩提寺の吉平上地区の檀家は7名であり、原告及び被告が含まれること、②檀家7名が2年ごとに交代で世話人を務めること、③世話人は菩提寺からの配り物を檀家宅に配る役割を負い、原告以外の檀家が世話人である場合において、配り物を檀家に配る際に留守であるときは、留守宅の玄関先に置くことが通常であったことが認められる。

これらに、④本件全証拠を総合しても、「包囲網」の存在が認められないこと、⑤本件全証拠を総合しても、被告が、平成29年4月29日及び同年8月15日頃、原告の主張するサイトウの行為(夜間、原告が縁端で居眠り中に沼田郵便局のサイトウ郵便配達員が原告宅に無断侵入し、枕元に再配達物を置き去り、受取サインを偽造して隠蔽し、無言の脅迫を行った行為)の

存在を認識していたと認められないことを併せ考えれば、上記兩日に原告の留守宅に入り、菩提寺からの配り物を居間に置いた被告の行為は、菩提寺の吉平上地区の檀家として社会的に相当なものであったというべきであって、違法と評価することはできず、また、サイトウの行為を模倣し、原告に威力を示したものとも認められない。

- (3) 原告は、平成29年4月29日及び同年8月15日頃には原告と他の住民との人間関係は既に完全に崩壊していたことから、被告と原告とは、被告が原告に無断で留守宅に立ち入れるような間柄ではなかったと主張する。しかし、被告の行為は、原告と共通する特定の寺院又は信仰を背景とするものであり、被告と原告との関係をこれを背景としない地域住民（吉平組）一般と原告との関係と同視することはできないから、原告の主張を採用することはできない。

また、原告は、平成29年2月に世話人を原告から被告に引き継いだ際、被告に対し、「他人に家に出入りされたくない」と告知していた旨主張する。しかし、仮に、原告の主張する出来事があったとしても、被告において、菩提寺からの配り物を置くための留守宅への立入りを一切拒絶する意思を表明したものと認識し得るような出来事であったとは認められないから、上記(2)の判断を左右しないというべきである。

2 原告が犯人蔵匿等を主張する点について

- (1) 証拠（甲3の1・2）及び弁論の全趣旨によれば、平成29年4月16日午後8時30分頃、吉平地区構造改善センターにおける吉平組の総会中、原告が「新たな脅迫事件が起こってます。郵便局員が声掛けせずに私の寝ている間に忍び込んで荷物を置いて行きました。それには過去の殺人事件が絡んでます。」等と話し始めたところ、被告が「じゃ、郵便局のほうへ言ってもらって。ここで言うことじゃないと思いますよ。」と発言した事実が認められる。

(2) 原告は、上記総会の際、サイトウの行為（上記1(2)参照）を紹介しようとしていたところ、これを被告に妨害された旨主張する。しかし、本件全証拠を総合しても、被告が、その当時、サイトウの行為の存在を認識していたとは認められず、被告が、サイトウの行為が罰金以上の罪状であることを知りながら、サイトウをしてその処罰を免れさせるために発言をし、サイトウを隠避したと評価する余地はない。その他、上記総会における被告の発言を全体として検討しても、社会的に相当な範囲を逸脱したとは認められない。

「包囲網」の存在が認められないことは、上記1(2)のとおりである。

3 結論

よって、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

前橋地方裁判所民事第2部

裁判官

菅家忠行

訴状D II

第1 請求の趣旨

1 被告は原告に対し10万円を支払え(今回は試験訴訟です)

被告は包囲網として原告に加害したものであり、摘発されるべき包囲網の各人に請求すべき慰謝料は、一人当たり3,000万円と想定しております。

2 訴訟費用は被告の負担とする

第2 請求の原因

後述の通り、被告は原告との極めて險悪で敵対的な関係を自ら創り出しておきながら、好意関係(菩提寺の世話人)を口実にして、沼田郵便局サイトウの模倣犯として不必要な留守宅内侵入を三度重ね、威力を示しました。

沼田署は村八分の状況を根拠無く信じないことなどによりこれを隠蔽しました。

なお、沼田署の本件対応については貴所 平成30年(ワ)第356号 慰謝料請求事件にて係属中であり、また、被告の村の集会での原告に対する村八分扱いについては平成31年(ワ)第116号 慰謝料請求事件にて提訴済です。

これらは信義則(民法1条)違反や公序良俗(民法90条)違反であり、また人格権(憲法13条の自治権や生命に対する権利など)の侵害であり、不法行為です。

これによって原告は精神的に著しい恐怖と屈辱を受けました。

よって、民法709条及び民法710条の一般不法行為責任に基き、被告に対して慰謝料を請求します。

第3 不法行為

(係属中の不法行為) 20170416. 19:00からの地区センターでの集会において原告を村八

分(非人間)扱いするような人格権を侵害する発言を重ねて威力を示したこと

(本件の不法行為) 村八分扱いしておきながら菩提寺の世話人を装って三度の留守宅侵入を繰り返して隠蔽したサイトウの犯行を模倣し、威力を示したこと

不法行為のうち、石井恵子に対し、住居侵入等(刑法第三百三十条)

石井恵子は2017年4月29日15時頃(甲7)、2017年8月15日17時頃、2018年1月10日午後、の三度に亘り、いずれも菩提寺の世話人という好意関係を装ってみなかみ町上牧3158-1所在の私の留守宅を訪れ、包囲網として事前に知りえた情報によって私が外出中であることを承知の上で、私への無言の脅迫の意図を持って、私の防御不能の状態を突いて、玄関扉を開けて居間に侵入し、④と⑤においては菩提寺からの配り物を居間に置き去り、⑥においては土間にあったサンダルの片方を居間に放り上げるとともに、軒下の郵便受に菩提寺からの配り物を入れました。

このように石井恵子は告訴人に無断で無意識下の留守宅内侵入を繰り返しました。

説明

後述の通り、既に極めて険悪な間柄であったことや屋内にまで立ち入る必要性が無いことなどから、世話人などという口実が成り立つ余地は無く、正当行為ではありえませんが、信義則と公序良俗への違反であり、自決権の侵害による不法行為です。

なお、⑥の2018年1月10日の三度目の屋内侵入については直接証拠はありません。

ただ私が夕方帰宅してみると、軒下の郵便ポストに菩提寺の配り物(祈祷符など)が入っており、また、土間にあったサンダルの片方が居間の上で裏返しになって転がっていました。

土間と居間は約30cmの高低差がありますし、今までにこんな経験は一度もありません。

ですから状況的に前の二回と同じであることから、石井恵子が再犯し、断固として威力を示した結果であろうと推定されるということです。

不法行為のうち、石井恵子に対し、脅迫の罪(刑法第二百二十二条)

本罪は既述の住居侵入の目的であり牽連犯の関係ですので告訴事実は共通です。

石井恵子の留守中の屋内侵入は「告訴人の無意識・無防備の不意を突いた行為」つまり防御不能という意味で沼田郵便局サイトウの居眠り中の屋内侵入と共通性が有ります。

つまりこの留守宅内侵入によって、かつて自ら妨害した事例と同様の沼田郵便局サイトウの犯行を模倣し、「我々はいつでもこのようにお前の不意を突いて侵入し、何をするかわからないよ」という威力を示したのだと思います。

説明

後述の通りの既知の蓋然性を総合すると、知っていたからこそ敢えて実行した(故意の加害)のだと推定されます。

害意の対象物が判然としないことも逆に脅迫効果を高めています。

つまり「無意識下なので何をされるか、あるいは何をされたかわからない」という疑心暗鬼にさせ、萎縮させ、不安に陥れ、もって恐怖させることが狙いだと思います。

例えば毒を入れられるかもしれないし(生命)、証拠を隠滅されるかもしれないし(財産)、そんなことではうかうか出歩けません(自由)。

不法行為のうち、石井恵子に対し、犯人蔵匿等の罪（刑法第百三条）

20170416 20:30 頃(甲3)、みなかみ町上牧3034所在の吉平地区構造改善センターでの19:00からの集会の終盤に、私がサイトウ郵便配達員の犯行事例の紹介を始めたところ、石井恵子はサイトウの犯行が罰金以上の罪状であることを知りながら、同人をしてその処罰を免れさせる為に、「ここで言う事じゃないと思いますよ」と①の鈴木通夫と同趣旨の根拠の無い発言をして妨害し、もって、サイトウを隠避しました。

説明

以下のうち、甲3反P4上の引用の通りです。

係属中の不法行為(被告による村八分)についてCⅡ-甲2号反訳書より引用

貴所 平成31年(ワ)第116号 慰謝料請求事件においては、もっぱら被告によるこの集会での私への村八分扱いの発言を不法行為としております。

甲2反P1上(石井恵子)じゃ、民主主義だったら、だったら総会の議題に則ってやってから、やるべきじゃないでしょうか？ それが一番の民主主義だと思います。(説明)★★★★★ゾンビ化 妨害 人格否定 著しい公序良俗違反と信義則違反 抗議を無視 無根(虚偽) 威力 そんなことはありません。私は前回の集会(甲1)で発言を妨害され中止された被害者ですから、当然に最優先されるべきです。人権が多数決で否定できると言ってます。石井は教員です (私)だ、理由は言ってるじゃないすか？ 逃げられちゃ困るから最初にやるんですよ、このあいだみたいに。逃げら、逃げた人が居るから。実績が有るから言ってるんですよ？

甲2反P1中(私)なんで理由が、じゃあ、なんで理由が無えんに帰るんだよ？ (石井恵子) 議題をやりましょう。議題を進めましょう。(説明)★★★★★ゾンビ化 妨害 人格否定 著しい公序良俗違反と信義則違反 抗議を無視 無根(虚偽) 威力 一方的に発言を中止させようと提案してます。

係属中の不法行為(被告による村八分)についてCⅡ-甲3号反訳書より引用

甲3反P4上(私)ええと、それからもう一つ、新たな脅迫事件が起ってます。郵便局員が声掛けせずに、私の寝ている間に忍び込んで荷物を置いて行きました。それには過去の殺人事件が絡んでます。これも脅迫です。要はまあ、イメージ的にはストーカー行為としてわかりやすい行為だと思いますけども。そうゆうのが 甲3反P4上(石井 恵子)じゃ、郵便局のほうへ言ってもらって、ここで言う事じゃないと思いますよ。(説明)★★★★★ゾンビ化 妨害 人格否定 著しい公序良俗違反と信義則違反 抗議を無視 威力 この集会の冒頭で鈴木通夫の前回(甲1)の発言について皆に注意喚起しておりますが、それを無視して、言ったそばから再現してみせて威力を示したということであり、戦線布告的な超敵対的発言です。さっき(甲2)は「そんな話は後にしろ」、今度は「ここで言う事じゃない」と来れば、つまりは「お前には発言させない」という意図しかありえません。更に重要なのは、ここで妨害した犯行事例そのものを、つまり無意識下の不法な屋内侵入を、その後自ら繰返して模倣している点です。(私) どうして、ここで言う事じゃないん？ 貴方も、貴方もそうゆう目に遭う、遭う可能性が有るんですよ？ 甲3反P4上(石井 恵子)違います、違うと

思います。(説明)★★★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 威力 根拠の無い思い込みです (私)何で違うんですか? どうして違うんですか? おかしいでしょ? 甲3反P4上(石井 恵子)おかしくないですよ。(説明)★★★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 威力 根拠の無い思い込みです (私)言ってることがおかしいよ、私は共通の身の危険について情報を共有しているだけですよ? 甲3反P4中(石井 恵子)皆さん、他の人達は身の危険を感じてません。(説明)★★★★★ゾンビ化 妨害 人格否定 抗議を無視 著しい公序良俗違反と信義則違反 威力 まず、この件についてはまだ他の住民は何も発言してません。また、他の住民は安全だとする根拠が有りません。著しく不合理で事実を否定しています。(私)何を言ってるん? 甲3反P4中(石井 恵子)総会を終わりにしましょう。(説明)★★★★★ゾンビ化 妨害 人格否定 著しい公序良俗違反と信義則違反 抗議を無視 威力 私 の発言を一方向的に中止させようと提案してます

第4 事件性の焦点

I 故意の恣意性が極めて高いこと (1/10000000)

1 人間関係が既に完全に崩壊していたこと≡村八分(時系列①～③、甲1～3)

詳しくはDI-甲1～3の各反訳書の通りですが、村の集会で私への超敵対的発言を重ね、被告自ら陰悪な状況を創り出したことや、村全体として村八分の状況であったことは明らかであり、とても不用意に無断で留守宅に立入れるような間柄ではありません。

人を馬鹿にするにも程があり、このような物言いこそが非人間扱いの典型です。

I-1 鈴木通夫がDI-甲1で根拠無く私の発言を妨害したことは人格権の侵害であるうえに、その動機によっては犯罪にも当たる恐れが有る、と冒頭で皆に注意した矢先の模倣発言でした。つまり故意にこの忠告を無視したうえで模倣してみせたものであり、極めて挑戦的かつ敵対的な態度であり、いずれ告訴される覚悟を伴った戦線布告だと当然に思います。

I-2 サイトウの事例の紹介を直接的に妨害しており、その隠蔽の意図も明らかです。

このように石井恵子は、公衆の面前で「お前の発言権など認めない」と態度で威圧しました。また、狙撃と呼ぶべき異常な発砲や脅迫と呼ぶべき無意識下の住居侵入があったのは厳然とした事実であり、またそれらが私限りの危機だという保証はどこにも無いわけですから、巻き添えの恐れ(公益の侵害)を考えれば誰も看過できるはずがないのに、村人の多くが堂々とこれを否認してみせたことは、村という集団の機能から考えて極めて異常であり、このような村人達の異常な言動も包囲網としての威力ないし隠蔽の意図を示唆しております。

2 サイトウ郵便局員の住居侵入が犯罪であると認識していたこと

反訳書の通り、犯罪として事例紹介していたのは明らかです。

3 サイトウ郵便局員の屋内侵入の模倣であること (1/10)

「告訴人の無意識・無防備の不意を突いた行為」としての共通性が有ります。

4 「自宅に出入りされたくないから」と一括前払い時に告知済であったこと (1/10)

菩提寺の世話人の前任は私であり、同年2月に石井恵子に引継いだばかりでした。

この引継ぎ時点で石井恵子に二年分を一括前払いしており(普通は年三回の都度集金)、その際にその理由として「他人に家に入出入りされたくないから」と告知済みです(甲6)。

5 三回とも物を置き去りにして自分の行為をアピールしていること (1/2)

狙った相手に気付かせなくては意味がありません。これもサイトウと共通です。

II 屋内まで立入る必要=行為の必然性が無いこと (1/200000)

石井恵子は教員ですから、その職業的見識に鑑みて、今時「立入禁止」の表示を無視してまで留守宅内に立ち入って物を置いてゆくという感覚は極めて非常識かつ不審だと思います。同じ理由から「ここで言う事じゃないと思いますよ」という既述の発言も極めて不審です。

1 一回目と二回目とも風雨が弱かったこと (1/10)

「配り物が雨水に濡れるのを心配したから」と主張していますが、もともと軒下つまり屋外の郵便ポストでもよほど風が強くなければ濡れる懸念はありません。

ちなみに一回目も二回目も「しとしと雨」で、風も強くありませんでした(三回目は雨無し)。このような天候なら普通は軒下のポストに入れると思います。

2 二回目からは玄関扉に「立入禁止」と目の高さ大きく表示してあったこと (1/10)

3 二回目の配り物はただの領収書であること (1/10)

4 二回目は雨天の留守中を半月以上も狙って待っていたと思われること (1/10)

護持会費の領収書というのは、もともと7月中の配り物なので二週間以上経っています。

III 沼田署による露骨な隠蔽 (1/100000000) 平成30年(ワ)第356号 慰謝料請求事件

1 私の現場検証の要請を根拠無く無視したこと

2 虚偽の理由を用いて私の告訴状を受理拒否したこと

3 私が後日提出した告訴状をその後根拠無く無視したこと

第5 不当性と動機や背景

要するに、自明の違法性を認めようとしないことによる犯罪事実の否定です。

つまり隠蔽ですが、その違法性の民事的評価は①信義則違反(民法1条)と②公序良俗違反(民法90条)ということに尽きると思います。

その③自明性(顕著な違法性)に犯罪性のうち故意性(脅迫ないし隠蔽)が集約されます。

ですから露骨な非人間扱なので通常は取り得ない選択であることから、極めて特殊な前提の下での対応であると推測されます。

つまり、訴えられた場合に勝ち目は無いことはあまりに自明のはずであり、一般的には選択の余地はありませんが、それらを敢えて選択し実行している点が、私限りの特殊事情(社会的孤立状態)を見越したうえで、例えば不当な判決による私の敗北等、何らかのありえない特殊な状況を前提にして「お前の訴えなど我々包囲網の組織力で握り潰してみせるぞ」という無言の脅迫の意図を如実に示しています。

その典型が私の叔母の太田まり子の轢逃げ事故の公判であり、特に現場の立地などから、当然に殺人の可能性が最大であるのに、三機関が共謀してこれを皆無としました。

★人権ないし人格権の侵害とは、一個の人間として認められる権利(憲法13条)に基くものであり、自治の権利(自由権規約1条、憲法13条)や生命に対する固有の権利(自由権規約6条、憲法13条)や適正な手続を受ける権利(憲法13条)や平等権(憲法14条)などです。

例えば本件では何よりも原告に対する被告の徹底的な非人間扱いが焦点です。

このような殺し合い寸前の状況を自ら現出させておきながら、留守宅に立入るなど厚顔無恥にも程が有ります。

被告の動機は私への全社会的な村八分であり、包囲網としての威力です。

既に十年以上も前から、この慣習上の偏見に基く迫害の輪が全世界に広がっています。

包囲網は信じないことにより犯罪を既成事化して来ました。

脅迫殺人(訴状A・AⅡ)と狙撃脅迫(訴状B)はいずれも私の生命への脅迫であることは明らかであり、また本事件もこの二つを起源とする派生事件の一つと思われるから、包囲網は生命への脅迫の意図を常に持っているとみなしてよいと思います。

なお、下記の判例に即して表現すれば、全てが無言の村八分の通告とみなせます。

判例の摘示(甲5) 村八分の通告が自由と名誉への脅迫に当る (大阪高等裁判所 昭和30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件 昭和32年9月13日 破棄自判)

第6 時系列的事実経過

①20170212 20:16(甲1) みなかみ町上牧3034所在の吉平地区構造改善センターでの19:00からの集会の終盤に、私が狙撃脅迫事件の事例を紹介し、他の住民が巻き込まれる虞を強調し、狙撃グループの地区からの締出し決議を提案したのに、鈴木通夫は「村でやる問題じゃないよ、それは」との趣旨の発言を根拠無く繰り返し、また発言の途中で「はあいや、帰るべえ」と皆を煽動して帰宅し、私の発言を中断させました。

②20170416 19:15頃(甲2)、吉平地区構造改善センターでの19:00からの集会の冒頭において石井恵子は、私が前回中断された提案を再開しようとしたのに、私の発言を無視して「議題を進めましょう」と皆を煽動しました。

③前項の同日20170416 20:30頃(甲3)、私が集会の終盤にサイトウ郵便配達員の犯行事例の紹介を始めたところ、石井恵子が「ここで言う事じゃないと思いますよ」と①の鈴木通夫と同趣旨の根拠の無い発言で妨害し、また鈴木政治とともに集会を閉めるよう皆を煽動し、私の発言を中断させました。

石井恵子は④2017年4月29日15時頃(甲7)、⑤2017年8月15日17時頃、⑥2018年1月10日午後、いずれも菩提寺の世話人という好意関係を口実にして、包囲網として事前にネットで知りえた情報によって私が外出中であることを承知の上で、私への脅迫の意図を持って、みなかみ町上牧3158-1所在の私の留守宅を訪れ、私の防御不能の状態を突いて玄関扉を開けて居間に侵入し、④と⑤においては菩提寺からの配り物を居間に置き去り、⑥においては土間にあったサンダルの片方を居間に放り上げるとともに、軒下の郵便受に菩提寺からの配り物を入れました。

第7 証拠方法 証拠説明書DⅡに記載の全て

第8 附属書類 本書と証拠説明書DⅡとその全証拠とそれらの副本一式

以上

D II 準備書面(1)

本書は、焦点を絞って、被告に反論します。

第1 被告の準備書面(1)の表題は「同意書」であり、主張が有りません
もし、証拠のつもりなら、証拠説明書が有りません。

第2 基本的人権は不可侵です

善解するならば、部分社会の法理ないし、特別な好意関係の存在に基く、正当事由を主張しているものと思われませんが、そもそも、無断の留守宅内侵入という行為は、憲法の憲法と言われる、憲法13条の個人の尊厳ないし自律権の侵害です。

典型的な公序良俗に対し「この辺では、基本的人権なんか知らないよ」と言っても、通りませんし、また、私はそのような誤った認識を強要される謂れは有りません。

連署した村人達は、立憲民主主義を、故意に否定しています。

特に被告は教員ですから、職責として、立憲民主主義がわからないはずはありません。

また被告は、甲2でも、立憲民主主義を否定するような発言をしています。

この同意書は、村八分の状況(共犯)の貴重な証拠として、使わせていただきます。

第3 崩壊済の人間関係(集会発言の不当性)について、認否して下さい

そんな好意関係がもし在ったとしても、被告自身が、発言によって壊しました。

公衆の面前で、根拠にならない妨害発言を重ね、私を晒し者にしたことを認めますか?

これは侮辱罪に当たると考えますが、見解の相違だと言うなら、その見解を示して下さい。

原告と被告との好意関係が既に崩壊していたことが、当り前に、本件の焦点です。

繰り返しますが、本件の二つの集会の位置付けは、以下の理由から、私の発言の自由(個人の尊厳)まで奪うほどの、正当事由には、なり得ません。

①村の規約(D I-乙1号証)は、禁止規定ではなく、単なる運営上のガイドラインであり、議題も、事前にオーソライズされたもの(構成員の承認を経たもの)ではないこと

②身の安全に関する共通の話題なので、定例的議題よりも、むしろ優先度が高いこと

村とは、最も身近な共同体ですから、当り前に、安全情報を交換します。

(私が事例紹介しようとした二つの事件の概要)

甲1は、猟銃脅迫事件(前橋地裁 H30 ワ 356、同 R1 ワ 289、控訴中)であり、まず、知らぬ間に私の畑に踏み込んで来て、無意識下での、至近距離 30m からの対面発砲が有り、その後、その近くの通り道上に大量の血痕を残したり、死骸を置いたり、グループでつきまとったりしたことは、無言の脅迫に違いないので、そのような危険なハンターグループは、この村へ

の出入を禁止しようと提案したものです。

たとえ、全てが発砲者の供述通りであったとしても、以下の違法性は否定不可能です。

無意識下の、至近距離 30m からの発砲というのは、世界中どこでも起こりうるケースですから、これが違法でなければ、基本的人権に大穴が空き、世界秩序が混乱します。

1 狩猟法違反(至近距離、38 条 3「弾丸の到達するおそれのある人」に当る)

2 殺人未遂罪(無意識下の轟音によるショック死の恐れ)

3 暴行罪(無意識下の轟音、音波による身体への直接攻撃)

4 侮辱罪(無意識下の轟音、至近距離、私の畑に侵入、傍若無人な振舞い、周囲に仲間)

5 自律権の侵害(=不法行為、無意識下の轟音、至近距離、無断、私の畑)

6 静穏権の侵害(=不法行為、無意識下の轟音、至近距離)

7 脅迫罪(上記の違法性を全て否定することは不可能であることは、誰でも自明であるが故に、敢えて発砲したことが「お前の訴えなど握り潰す」との無言の威力脅迫の意図を示唆)すべからく、全人格を否定するような言動というものは、「このように、お前の存在を消すぞ」という生命への害意であることを免れず、それは本件被告も然りです。

甲 3 は、郵便局事件(前橋地裁 H30 ワ 356、同 H31 ワ 182)であり、夜間、縁端で居眠り中に配達員が無断侵入し、枕元に再配達物を置き去り、受取サインを偽造して隠蔽し、無言の脅迫を行いました。

筆跡が違うばかりでなく、インクの色も配達員の供述と違っていました。

第 4 皆で当り前の違法性を認めなければ、公序の偽装です(各事件共通)

また、原告の私の訴えを根拠無く無視することは、非人間扱いであり、裁判とは言えません。

以上

答弁書

1 原告の請求の原因にある、「原告との極めて険悪で敵対的な関係を自ら創り出して」
に関しては認めない。

・原告との極めて険悪で敵対的な関係を 私が 創り出した覚えはない。

2 「菩提寺の世話人を口実にして、不必要な留守宅内侵入」は、認めない。

・菩提寺からの配布物があることは原告も承知のはずで、声をかけ留守であっても届けるのが世話人の仕事なので不必要な侵入ではない。

・吉平地区では、このような配布物の場合例え留守であっても家の上がり口の置くのが常態である。特にお寺からのありがたい配布物であるので、郵便受け等に入れておくような不遜な扱いはしない。

・菩提寺への集金は確かに一括して受け取っているが、「自宅に出入りされたくないから、配布物は留守の時は郵便受けに入れておいてください。」という話も聞いていない。

・領収書は、ただの配り物ではなく納入した大事な書類である。また、「二回目は雨天の留守中を半月以上も狙って待っていた」などは、ありえない。

3 「沼田郵便局サイトウの模倣犯」とあるが、このサイトウについては、全く知らない。

最後に、このようなことで訴訟になるのであるとすると、菩提寺の世話人を引き受けることも困難になり、吉平地区の住民として大変困惑している。

以上

